山武郡市広域水道企業団建設工事前払金取扱要領

施 行 平成19年8月 1日 最終改正 平成25年1月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条に規定する公共工事の前払金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の適用基準等)

- 第2条 企業長は、前条に規定する公共工事のうち、設計金額が500万円以上の工事について、前金払いをすることができる。
- 2 前項の規定により前金払いをすることができる額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(保証証書の寄託)

- 第3条 前払金の支払いを請求する者は、前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する 法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と工事請負契約に おいて定めた工事完成期間を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結しなけれ ばならない。
- 2 前払金の支払いを請求する者は、前項の保証契約締結したときは、遅滞なく、その保証契約 証書(以下「保証証書」という。)を企業長に提出しなければならない。

(前払金の支払い)

- 第4条 請負者は、前払金の支払いを請求するときは、公共工事前払金請求書(別記第1号様式) を企業長に提出しなければならない。
- 2 企業長は、適法な公共工事前払金請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内 に前払金を支払わなければならない。

(前払金の精算)

第4条の2 前払金の精算は、請負代金額支払の際に精算するものとする。ただし、請負代金額の部分払いをする場合にあっては、部分払いの都度前払金の額に当該工事の出来形部分の代価に相当する額の請負代金額に対する割合を乗じて得た額を、会計規程(平成20年山武郡市広域水道企業団規程第9号)第32条第2項第1号の規定による部分払金の一部に充当し、その残額については、請負代金額の精算時において精算するものとする。

(前払金の追加または返還)

- 第5条 設計図書の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、請負者は、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。
- 2 設計図書の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済みの前

払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、請負者は、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

- 3 請負者が次の各号の一に該当するときは、既に支払いを受けた前払金を返還しなければならない。
 - (1) 請負者と保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
 - (2) 請負者と企業長との間の請負契約が解除されたとき。

(保証契約の変更)

- 第6条 請負者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払い を請求する場合にはあらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を企業長に提出しな ければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、前条第2項の規定により請負代金額を減額した場合において、 保証契約を変更したときは、請負者は、遅滞なく、変更後の保証証書を企業長に提出しなければならない。

(前払金返還の期限等)

- 第7条 企業長は、第5条第2項及び第3項の規定により前払金を返還させようとするときは、 公共工事前払金返還請求書(別記第2号様式)及び会計規程第16条に規定する納入通知書 前払金を返還すべき者に送付しなければならない。
- 2 前払金を返還すべき者が、前項の請求書に指定した返還期限後に前払金を納入するときは、 返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等 に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定す る率で計算して得た額の損害金を併せて納入しなければならない。

附則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月20日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に締結される工事請負契約について 適用する。

公共工事前払金請求書

令和 年 月 日

山武郡市広域水道企業団 企業長 様

 住
 所

 請負者

 氏
 名

令和 年 月 日付けで請負契約を締結した、下記工事に係る前払金の支払い を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工 期 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

- 4 請負代金額 円
- 5 前払金請求額 円
- 6 指定金融機関

<u>,</u>	金融機関名		
振 込 先	支 店 名		
	口座番号	預金	
	名 義 人		

※ 前払金の率 請負代金額の10分の4以内(10万円未満は切り捨てる。)。

公共工事前払金返還請求書

令和 年 月 日

様

山武郡市広域水道企業団 企業長

次のとおり前払金の返還を請求します。

工 事 名			
工事場所			
返還請求額			
返還期限			
返還金納付方法			
返還金を請求			
する理由			
返還請求額算出の内訳			
請負代金額			
前金払承認額			
支払済前払金額			
備考			